

上越市選挙管理委員会告示 第 79 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙において上越市選挙管理委員会
が政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板、政談演説会
開催告知立札及び看板類を表示する証紙に押すべき上越市選挙管理委員会
の印は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 11 第 3 項及び
同条第 8 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年選管規定第 1 号）
第 41 条第 1 項及び第 45 条第 1 項で規定する上越市選挙管理委員会規定
（昭和 46 年選管規定第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則
（昭和 47 年規則第 49 条）第 9 条第 1 項の規定により、刷り込むものとし
た。

令和 7 年 10 月 19 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一